

尾張旭市選挙管理委員会（令和5年第12回）会議録

1 開催日時

令和5年9月14日（木）

開会 午前10時

閉会 午前10時15分

2 開催場所

尾張旭市役所 2階 201会議室

3 出席委員

委員長 赤尾勝男

委 員 森賀則、堤美昭

4 欠席委員

加藤隆広

5 傍聴者数

0名

6 出席した事務局職員

書記長 大内裕之、次長 西尾裕子、係長 堀和彦、書記 森重雄太

7 議題

第60号議案 在外選挙人名簿の登録の移転について

8 会議の要旨

書記長	<p>定刻になりましたので、ただいまから第12回選挙管理委員会を開催いたします。</p> <p>会議に先立ちまして、本日は、加藤委員から欠席届が提出されておりますが、地方自治法第189条第1項の規定により3名以上の委員の出席で委員会は開催できますので、本委員会は有効に成立しております。</p> <p>本日の議案は、在外選挙人名簿の登録についての1議案でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは、委員長お願いします。</p>
委員長	改めましておはようございます。

	(委員長あいさつ) それではまず、次第の2「会議録について」でございます。 第11回の会議録を、議案とあわせて配布していますが、訂正等はありますか。
委 員	(なし)
委員長	それでは会議録を原案どおり承認し、会議終了後に署名したいと思います。 それでは、次に次第の3「議事」に入らせていただきます。 第60号議案「在外選挙人名簿の登録の移転について」、事務局から説明お願いします。
事務局	第60号議案「在外選挙人名簿の登録の移転について」、ご説明いたします。 公職選挙法第30条の6第2項の規定により、市の選挙管理委員会は、所定の手続きにより在外選挙人名簿への登録の移転の申請をした方が、本市の在外選挙人名簿に登録の移転をされる資格を有する場合は、遅滞なく当該申請した方を在外選挙人名簿に登録の移転をしなければならないとされています。 このことにつきまして、1名の方から登録申請があり、本市の在外選挙人名簿への登録の移転をされる資格を有すると認められましたので、名簿に登録しようとするものでございます。 参考としまして、直前の9月1日時点の登録者数、今回、9月14日現在の登録者数の内訳を資料として添付しています。全体で、43名の方が在外選挙人名簿に登録されていることに

	<p>なります。</p> <p>第60号議案の説明は以上でございます。</p>
委員長	<p>では、第60号議案について、何かご質問等はございませんか。</p>
委 員	(なし)
委員長	<p>ご質問等ないようですので、採決を取りたいと思います。</p> <p>第60号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委 員	全員挙手（原案可決）
委員長	<p>第60号議案は可決されました。</p> <p>本日の議題はこれで以上ですが、事務局から何かありますか。</p>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 令和5年度明るい選挙啓発ポスターコンクールの一次選考について ○ 次回日程確認 令和5年12月1日（金）午前10時から 201会議室
委員長	それでは、これで選挙管理委員会を閉じさせていただきます。